

平成25年度 地下水測定結果

項目 (単位)	調査地点	西紋別地区広域ごみ処理センター						
		地下水 上流井戸		地下水 北側下流井戸		地下水 南側下流井戸		
記 調 録 査 事 時 項 の	採取年月日	平成25年10月2日		平成25年10月2日		平成25年10月2日		基準値 ¹⁾
	結果を得られた年月日	平成25年10月25日		平成25年10月25日		平成25年10月25日		
	天候	晴れ		晴れ		晴れ		
	気温 (°C)	19.6		20.1		20.4		
	水温 (°C)	15.3		13.8		11.5		
測 定 項 目	アルキル水銀 (mg/L)	不検出		不検出		不検出		不検出
	総水銀 (mg/L)	0.0001	未満	0.0001	未満	0.0001	未満	0.0005 以下
	カドミウム (mg/L)	0.001	未満	0.001	未満	0.001	未満	0.01 以下
	鉛 (mg/L)	0.001	未満	0.001	未満	0.001	未満	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	0.002	未満	0.002	未満	0.002	未満	0.05 以下
	砒素 (mg/L)	0.001	未満	0.002		0.003		0.01 以下
	全シアン (mg/L)	不検出		不検出		不検出		不検出
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	不検出		不検出		不検出		不検出
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.03 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.01 以下
	ジクロロメタン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.006 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005	未満	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	0.0003	未満	0.0003	未満	0.0003	未満	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005	未満	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.01 以下
	セレン (mg/L)	0.002		0.001	未満	0.001		0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.5		0.005	未満	0.92		10 以下
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.0002	未満	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002 以下
1,4ジオキサン (mg/L)	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満	0.05 以下	
ふっ素 (mg/L)	0.1		0.2		0.1		0.8 以下	
ほう素 (mg/L)	0.1	未満	0.1	未満	0.1	未満	1 以下	
ダイオキシン類 ²⁾ (pg-TEQ/L)	0.00011		0.00028		0.0057		—	
ダイオキシン類 ³⁾ (pg-TEQ/L)	0.048		0.049		0.090		1 以下	

1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)における「地下水等検査項目」の基準値を適用した。ただし、ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準値を示した。

2) 毒性当量(WHO-TEF(2006))に基づいて算出)は定量下限値未満を0として算出。(「ダイオキシン類対策措置法の基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に準じた算出値)

3) 毒性当量は定量下限値未満検出下限値以上はそのままの値を使用、検出下限値未満は検出下限の1/2の値を使用して算出。(「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」に準じた算出値)